

持続可能な国民健康保険制度の確立に関する決議

我が国は、国民皆保険制度のもと、誰もが安心して医療を受けられる医療制度を実現し、世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を達成してきた。しかし、少子高齢社会の到来や社会経済情勢の変化に伴い、国民皆保険制度の最後の砦である国保は存続の危機に直面しており、早急に持続可能な国保制度を確立することが強く求められている。

このような状況の下、政府は、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（社会保障改革プログラム法）を制定し、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国保の運営について都道府県が担うことを基本としつつ、都道府県と市町村の役割を検討し、平成 27 年通常国会へ関係法律案の提出を目指している。

このことを踏まえ、現在、同法が掲げる内容の具体化に向け、政務レベルの国保制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）において、本年 7 月に中間とりまとめを行うべく協議を進めている。

もとより、国保は、国民皆保険制度の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に多大なる貢献をしてきたところである。しかし、無職者や失業者、非正規雇用の加入者等、低所得者が多く、年齢構成が高く医療費水準が高いなど、財政的な構造問題を抱え、今や国保制度は破綻寸前の状態に陥っている。

よって、国は、持続可能な国保制度を確立するため、消費税財源等を適切に確保するとともに、早急に下記事項の実現を図るよう強く要請する。

記

1. 国保の財政基盤の強化について

国保の財政上の構造問題を解消するため、消費税引上げによる保険者への財政支援の拡充 1,700 億円を早急かつ確実に実施すること。

また、更なる公費投入により財政基盤強化を図るため、後期高齢者支援金への全面総報酬割を導入することにより生じる財源を国保の支援に優先的に活用すること。

2. 国保の再編・統合等について

国保基盤強化協議会等において十分かつ速やかに協議を行い、①国保の財政上の構造的な問題を解決する基盤強化の具体策を早急に明らかにするとともに、都道府県が保険者として国保の運営を担うことを基本として、都道府県と市町村の適切な役割分担を実現すること、②社会保障改革プログラム法の規定に基づき、平成 27 年通常国会に関係法律案を提出すること、③法の施行に当たっては、都市自治体と十分協議し、その意見を反映すること。

あわせて、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

以上決議する。

平成 26 年 6 月 4 日

全 国 市 長 会